

## 鯖江市条例第1号

### 鯖江市墓園設置および管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、鯖江市墓園（以下「墓園」という。）の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓園 鯖江市（以下「市」という。）内に設置する墓地およびその周囲の緑地ならびに緑地内に設ける施設を含む全区域をいう。
- (2) 墓地 墓園のうち墳墓を設けるために区画した場所をいう。
- (3) 墳墓 焼骨を収蔵する施設をいう。

#### (名称および位置)

第3条 墓園の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
総山墓園	鯖江市下新庄町地係

#### (使用の資格)

第4条 墓地を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に本籍を有する者
- (3) その他市長が特別の事由があると認めた者

#### (使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用許可の申請を行い、その許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

#### (使用料等)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料および維持費（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用許可を受けた際に一括して納付しなければならない。
- 3 維持費は、使用許可を受けた日の属する年度の翌年度分から、規則で定める方法により、納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の一部を還付することができる。

#### (割増使用料)

第7条 第4条第3号に該当する使用者は、前条第1項の規定による使用料のほか、当該使用料の1割の額に相当する額を割増使用料として納付しなければならない。

2 前条第2項および第4項の規定は、割増使用料について準用する。

#### (使用料等の減免)

第8条 市長は、公益その他特別の事由があると認めるときは、関係する使用者について、使用料等を減免することができる。

2 前項の規定は割増使用料について準用する。

(墓地の使用制限)

第9条 墓地は、墳墓その他の工作物（以下「墓碑等」という。）の設置以外に使用してはならない。

2 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とし、墓碑等の設置は1区画につき1基とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

3 前項に定めるもののほか、墓碑等の設置については規則に定める基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(墓碑等の工事届)

第10条 使用者は、墓地に墓碑等を設置し、設置した墓碑等を改修もしくは模様替えし、または設置した墓碑等を移転しようとするときは、あらかじめ市長に届け出、その承認を受けなければならない。

(焼骨の収蔵届)

第11条 使用者は、墳墓に焼骨を収蔵しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用権の譲渡および転貸の禁止)

第12条 使用者は、墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）を他人に転貸し、または譲渡することができない。

(使用権の承継)

第13条 墓地の使用権は、使用者の相続人または親族等で祖先の祭しをつかさどる者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる。

(代理人の選定)

第14条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者は、市内に住所を有する者を代理人として選定し、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(1) 第4条第1号に該当する場合であって、住所を市外に移すとき

(2) 第4条第2号または第3号に該当する場合

2 代理人は、使用者に代わりこの条例に定める義務を負うものとする。

(住所の変更)

第15条 使用者または代理人は、住所に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する使用者に対し、墓地の使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

- (3) 墓地の使用許可を受けた日から3年を経過しても墓碑等を設けない者
  - (4) 所定の使用料等を納付しない者
  - (5) その他この条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (墓地の返還および原状回復義務)

第17条 使用者は、墓地を使用しなくなったときまたは前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、返還しなければならない。

2 使用者が、前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、市長は使用者に代わってこれを執行し、または第三者に執行させ、その費用は使用者から徴収する。

(使用権の消滅)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、当該使用者の相続人または親族等で祖先の祭しをつかさどる者がいないと判明したとき。
- (2) 使用者の所在が10年以上明らかでないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墓碑等を一定の場所に改葬または移転することができる。

(改葬または移転命令)

第19条 市長は、墓園の管理上または公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、改葬または移転を命ずることができる。

2 市長は前項の規定により、改葬または移転を命ずるときは、あらかじめ使用者に通知し、使用すべき他の墓地を指定しなければならない。

3 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、使用者に対して補償金を支払うことができる。

(損害補償)

第20条 使用の許可を受けた日以後に生じた墓碑等の損害（前条に規定する場合を除く。）については、使用者が負担するものとし、市は一切の責任を負わない。

(行為の制限)

第21条 墓園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商・出店その他これらに類すること。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 集会その他これに類する催しを開くこと。
- (4) 墓園の一部を占有すること。

(行為の禁止)

第22条 何人も墓園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓園を損傷し、または汚損すること。
- (2) 使用許可を受けた墓地以外で、樹木を伐採し、または植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 貼り紙または広告を表示すること。

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

(1) 第5条第1項または第13条の許可を受けずに墓地を使用した者

(2) 第12条の規定に違反して墓地の使用権を他人に転貸し、または譲渡した者

(3) 第21条または第22条の規定に違反した者

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、総山墓園設置および管理規程（昭和52年鯖江市土地開発公社規程）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとする。

別表（第6条関係）

使用料および維持費

区分 工区	使 用 料		維 持 費
	標 準 区 画	標 準 外 区 画	
第1～3工区	A区画(2.7 m <sup>2</sup> ) 270,000円	1 m <sup>2</sup> 当たり 110,000円	1年につき 1 m <sup>2</sup> 当たり 1,000円
第4～5工区	B区画(3.0 m <sup>2</sup> ) 330,000円 C区画(4.0 m <sup>2</sup> ) 440,000円	1 m <sup>2</sup> 当たり 120,000円	
第6工区	B区画(3.0 m <sup>2</sup> ) 360,000円 C区画(4.0 m <sup>2</sup> ) 480,000円	1 m <sup>2</sup> 当たり 130,000円	